

≪ 令和3年度から令和5年度の介護保険料 ≫

| 所得段階 | 対象となる方 | | 保険料年額 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|----------|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ●生活保護を受けている方 ●世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額(注1)と合計所得金額(注2)の合計が80万円以下の方 | | 22,320円 |
| 第2段階 | 世帯税非課税 住民税非課税 | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方 | 33,480円 |
| 第3段階 | | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方 | 52,080円 |
| 第4段階 | 本人が住民税非課税 本人が住民税非課税 | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 59,520円 |
| 第5段階 | | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 74,400円 |
| 第6段階 | 本人が住民税課税 | 合計所得金額120万円未満の方 | 81,840円 |
| 第7段階 | | 合計所得金額120万円以上160万円未満の方 | 89,280円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額160万円以上210万円未満の方 | 96,720円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額210万円以上320万円未満の方 | 111,600円 |
| 第10段階 | | 合計所得金額320万円以上400万円未満の方 | 126,480円 |
| 第11段階 | | 合計所得金額400万円以上500万円未満の方 | 141,360円 |
| 第12段階 | | 合計所得金額500万円以上700万円未満の方 | 163,680円 |
| 第13段階 | | 合計所得金額700万円以上900万円未満の方 | 200,880円 |
| 第14段階 | | 合計所得金額900万円以上1,200万円未満の方 | 230,640円 |
| 第15段階 | | 合計所得金額1,200万円以上1,500万円未満の方 | 245,520円 |
| 第16段階 | | 合計所得金額1,500万円以上の方 | 260,400円 |

※第1～第3段階の保険料は公費負担により、保険料が軽減されています。

◎基準額(第5段階の保険料額)は、豊島区で必要なサービス給付総見込額の23%を第1号被保険者数で割った金額です。

◎保険料計算に用いる「世帯」は、その年度の4月1日現在の住民基本台帳による「世帯」です。

◎境界層措置…該当する所得段階の保険料を支払うと生活保護基準以下となる方は、生活保護を必要としない所得段階に変更します。

(福祉事務所長の境界層該当証明書が必要となります。)

◎所得段階表の注意書きについて

(注1)課税年金収入額…老齢基礎年金・国民年金・厚生年金・共済年金などの年間収入額です。遺族年金・障害年金・老齢福祉年金は非課税年金のため含みません。

(注2)合計所得金額…年金や給与、譲渡所得金額など各所得金額の合計で、医療費控除や扶養控除などの、所得控除を引く前の金額を指します。また、繰越損失がある場合は繰越控除前の金額をいいます。

※土地建物等の譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額を用います。

※第1～第5段階は、公的年金に係る雑所得を差し引いた金額を用います。

※合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合には、給与所得又は公的年金等所得の合計額から10万円を控除します。(控除後の額が0円を下回る場合は0円とします。)第1～第5段階で合計所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額(給与所得と公的年金等所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は所得金額調整控除適用前の金額)から10万円を控除します。(控除後の額が0円を下回る場合は0円とします。)